



長野県報

3月3日(木)
令和4年
(2022年)
第284号

目次

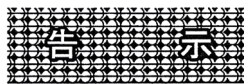
告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(資源循環推進課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	2

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	3
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課).....	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	6

正誤(情報公開・法務課).....	7
-------------------	---



長野県告示第82号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

令和4年3月3日

長野県知事 阿部 守一

指定区域	埋立地の区分
上伊那郡南箕輪村8306-1626の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号に掲げる埋立地

資源循環推進課

長野県告示第83号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市宮川字浦ノ沢6554の2(次の図に示す部分に限る。)、字下ノ手4181の26、4181の27、4181の29、4181の30、字ガキヤマ6003のイ、6004、6005、6006のイ、6007から6011まで、字蛇久保6504、6509、6512、6513、6514のイの1、6514のイの2、6514のロ、6515から6517まで、6518のロ、6519、6520の1から6520の3まで、字浦ノ沢6521の1から6521の3まで、6524の1から6524の8まで、6524の10から6524の12まで、6525の1、6526、6531の1、6556、字浦ノ山6530の1、字笹原6546の1、6547の1、6547の2、6548、6551、6552のイ、6552のロ、字笹原久保6549、6550のイ、6550のロ、字城山6557の1、6557の2、6558の1、6558の2、6558の4、6558の5、6559の1、6559の2、6560のイ、6560のロ、6561の2、6562、6563、6566の1、6566の2、6567、字松原6565のイ、6568のイの1、6568のイの2、6568のロ、6569のイ、6569のロ、6570、6571、6573、6578

のイ、6578 の口、字芳ヶ崎6581 の1 から 6581 の5 まで、6581 の7、6581 の8、6582 のイ、6582 の口、6583、6593 から 6597 まで、6600 のイの1、6600 のイの2、6600 の口、字出ノ久保6601 のイ、6601 の口、6602、6603 の1、6603 の口、6604、6606、6606 の2、6607、6608 のイの1、6609 の3、6609 の5 から 6609 の7 まで、6609 の9 から 6609 の11 まで、6609 のイの1 の2、6609 のイの1 の3、6609 のイの1 の5、6609 のイの1 の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ手4181 の26、4181 の27、4181 の29、4181 の30、字ガキヤマ6003 のイ、6004、6005、6006 のイ、6007 から 6011 まで、字蛇久保6512、6515 から 6517 まで、6518 の口、6519、6520 の1 から 6520 の3 まで、字浦ノ沢6524 の1、6524 の4、6524 の5、6524 の10、6524 の12、6525 の1、6526、6531 の1、6554 の2、6556、字浦ノ山6530 の1、字笹原6546 の1、6547 の1、6547 の2、6548、6551、6552 のイ、6552 の口、字笹原久保6549、6550 のイ、6550 の口、字城山6560 のイ、6560 の口、6561 の2、6562、6563、6566 の1、6566 の2、6567、字松原6565 のイ、6568 のイの1、6568 のイの2、6568 の口、6569 のイ、6569 の口、6570、6571、6573、6578 のイ、6578 の口、字芳ヶ崎6581 の1 から 6581 の5 まで、6581 の7、6581 の8、6582 のイ、6582 の口、6583、6593 から 6597 まで、6600 のイの1、6600 のイの2、6600 の口、字出ノ久保6601 のイ、6601 の口、6602、6603 の1、6603 の口、6604、6606、6606 の2、6607、6608 のイの1、6609 の3、6609 の5 から 6609 の7 まで、6609 の9 から 6609 の11 まで、6609 のイの1 の2、6609 のイの1 の3、6609 のイの1 の5、6609 のイの1 の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課